

# 平成 23 年度岡山県海面利用協議会議事録

日 時 平成 24 年 3 月 12 日  
場 所 ピュアリティまきび

## 平成 23 年度岡山県海面利用協議会議事録

1 開催日時 平成 24 年 3 月 12 日 14:00～

2 開催場所 岡山市 ピュアリティまきび

3 出席者

### 【委員】

井本 瀧雄委員

大塚 正広委員

奥野 ミエ子委員

尾崎 満委員

川淵 義徳委員

千田 博通委員

中田 康彦委員

藤岡 親志委員 (代理出席 山崎康志氏)

西田 久志委員

森 直樹委員

横前 博文委員

(欠席)

佐上 昇委員

坂本 竜哉委員

(岡山県水産課【事務局】)

田丸 和彦課長

濱崎 正明主任

石飛 博敏総括主幹

亀井 良則主任

中力 健治主任

池田 博明技師

#### 4 議事内容

- (1) 会長の選出
- (2) 平成22年度協議会の概要
  - ① 平成22年度岡山県海面利用協議会の概要
  - ② 平成22年度香川・岡山広域海面利用協議会の概要
- (3) 遊漁の現状及び問題点について
  - ① 火光を利用する釣（夜焚き釣）について
  - ② 小型船舶在籍数について
  - ③ 遊漁船業者について
- (4) 遊漁者、遊漁船業者に対する普及・啓発、指導実績及び計画について
  - ① 平成23年度普及・啓発、指導実績
  - ② 平成24年度普及・啓発、指導計画
- (5) 海洋牧場のルールづくりについて
- (6) 香川・岡山広域海面利用協議会委員の選出について
- (7) その他

## 平成 23 年度岡山県海面利用協議会議事内容

### 【事務局】

失礼いたします。

定刻より若干早いですが、皆さんおそろいですので、只今から平成 23 年度岡山県海面利用協議会を開会いたします。

開会にあたりまして、岡山県農林水産部水産課田丸課長よりご挨拶を申し上げます。

### 【課長】

岡山県の水産課の田丸と申します。昨年の 4 月から課長ということになりました。今後ともよろしくお願ひします。本日は年度末をひかえまして、お忙しいところを御出席いただきまして、誠にありがとうございます。今回は新しい委員に 3 名ご就任いただき、今後ともお願ひしたいと思ひます。この協議会は、漁業と海洋レクリエーション、あるいは遊漁といったものとの、いわゆる利用調整を大所高所から話し合うものです。岡山県海面利用協議会もごさいますが、広域な形で香川県との話し合い等々もやっている状況であります。今月に香川県との協議の予定もあります。

特にこの協議会で議題にさせてもらっているのは、平成 15 年に規則改正をいたしました火光を利用した釣り、いわゆる夜焚き釣りという大きな問題、それから、笠岡市白石島地先で県が試験的に実証試験としてやっております笠岡の海洋牧場の中でいろいろな問題がありましたので、新しいルール作りをしていこうということに対するご審議、その他にもあります諸々のご教授、ご相談であります。

とくに水産関係、我々水産課としましては、漁業者関係者と意見交換をする機会はあるのですが、いわゆる海洋レクリエーションの方々、遊漁の方々と直接細かなことで会話をする機会がないので、こういった機会を通じて、いろんな相互理解等々を深めていただきたいと思います。それぞれの立場でご意見が異なることがあるかと思いますが、ちょっと「んー。」という発言にも耳を傾けていただきまして、活発な意見交換をしていただければというふうに思ひます。簡単ではごさいますが、開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

### 【事務局】

(委員の自己紹介)

(資料の確認)

**【事務局】**

早速ではございますが、議事に入らせていただきます。

本田会長が亡くなられたということで、現在会長が不在となっております。今回会長の選任を行う必要がございますが、協議会規約第3条第2項によりまして、会長は委員の中から互選するということになっておりますので、推薦等いただければと思います。

**【委員】**

尾崎委員はどうでしょうか。

**【事務局】**

今、尾崎委員さんというご推薦がありました、いかがでしょうか。

**【委員】**

(拍手により承認)

**【事務局】**

ありがとうございます。それでは尾崎委員さんに会長をお願いしたいと思います。尾崎会長には前の席に移動していただきまして、今後の議事進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

**【会長】**

前会長の本田さんが亡くなられたということで、後任を務めさせていただきます。私も(岡山県東部小型船安全協会)会長を長くやらせてもらっているのですが、なかなかまとめるのが難しいと思っておりますので、御協力をお願いします。

それでは平成22年度協議会の概要について、事務局の方から説明をお願いします。

(事務局より平成22年度協議会の概要について資料P1~3に基づき説明)

**【会長】**

ありがとうございました。

意見、報告等ございましたらどうぞ。

【委員】

(意見なし)

【会長】

引き続きまして、遊漁の現状及び問題点について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(事務局より遊漁の現状及び問題点について資料 P4、5 に基づき説明)

【会長】

ありがとうございました。遊漁の現状及び問題点についてですが、火光を利用してする釣り、夜焚き釣りについて何かご意見ありますか。

【委員】

よく分からないので聞きますが、22 年度の内容とあまり変わっていないと思いますが、どこか変わりましたか。22 年の報告書と問題点が全く変わっていないのではないかと思うのですが。

【事務局】

大きく変わっていません。

【委員】

それではいけません。平成 15 年に夜たき釣りを禁止して、平成 20 年からは指導と併せて取締りを行うということで私も記憶しておりますが、条例等を改正しましたか。

また、現行犯でないと罪に問えないのでしょうか。

【事務局】

証拠が固まっておれば、現行犯でなくても罪に問えますが、検挙、送致ということになれば、基本は現行犯ということになります。

【委員】

だけど、そうなると取り締まる側が未熟なのか、法の不備なのかという議論になってしまうので、何らかの工夫が必要だと思います。現行犯の難しさ、取

締りの難しさもあろうけれども、毎年同じ報告をすれば改善されていないということになります。

**【委員】**

県内で違反が多いのはどちらあたりなのでしょう。

**【事務局】**

違反が多いのは笠岡です。

**【委員】**

漁業取締は属人主義じゃなくて属地主義だから、福山の人間であっても笠岡の海での違反は岡山県規則の適応になるのですよね。

去年でしたか、課長から、寄島の組合にプレジャーボートがメバルを売りに来て、水揚げされるメバル 32 トンのうち 12 トンはプレジャーが売りに来るのだと聞きました。

**【委員】**

夜焚き釣の船がたくさんいても、一隻捕まえている間に逃げてしまいます。

**【事務局】**

一時に比べますと夜焚き釣の数は減少していると考えています。しかし根絶には至っていませんので、引き続き、我々自身による取締に加えて海上保安部さんにも協力をいただいて、対応していくことにしています。

**【委員】**

海洋レクリエーションの立場から言うと、私たちは実は海は公園だと思っています。しかし漁業者は、海は畑だと思っています。公園で遊ぶことが、海を占拠することになっている、そこがいつも問題になります。

**【委員】**

〇〇委員さんが、異常に獲ってもらっては困るということ saying していたのですが、火光を利用するという事は、まきえと同じ釣り方です。要はそこに魚を集めて動かないようにして釣るということです。まきえもアンカーを2つか3つか打って、船を動かないようにして集中的に釣ります。両アンカーを打つことは、火光を利用する釣りに近い行為というか、それくらいやめてほしい行為であるという話につながるのではないかという気はするのですが。

**【委員】**

両アンカーを何のために打つのかですが、釣りをするために打つのでしょうか。釣りをしないのなら良いということになります。共存しないといけないことでいつも法的な問題とぶつかるわけです。厳密に言うと漁業権と遊漁権ということになってきますが、共存しないといけません。

**【委員】**

魚そのものが無主物ですからね、誰が獲ってもいいという。

**【委員】**

それが過ぎると、公園と畑のちがいになってくる。

**【委員】**

そうです。かみ合わないところが出てきます。

**【委員】**

そうなってくると漁師さんは1人もいなくなってきました。そこはお互いに認めなければなりません。アンカーを打たずにオートドライブでそこにじっとしていればいいという話にもなります。根本的な共存できる方法の話をしなければいけません。

ただ、これでいくと同じことをしているのはちょっとつらいねということです。22年も23年も一緒。15年以来法律も条例も変えていない。最後には仲良くしてくださいということですか。

**【事務局】**

23年度、新たな取り組みとしましては、啓発用のパンフレットを遊漁船業者に個別に配布して、きちっと利用者に対して周知をするように依頼をしたということです。それから、先ほどありました両アンカーのことにつきましては、なかなか法律等で規制することは難しいのですが、夜焚き釣をする方はほぼアンカーを打ってやります。やはり夜焚き釣をやる上では、船を固定して、それから光をつけて魚を寄せるということになりますので、両アンカーを打っていることは、夜たきの可能性が高いということで、判断がしやすいという状況にはなります。

**【委員】**



〇〇委員さん、今言われたために、みんなああでもないこうでもないという話をしていますので。

**【委員】**

いや、いいのだけど、お互いに迷惑をかけないようにということだけ認識しないとイケません。

**【会長】**

2と3の小型船舶の在籍数について何かありませんか。

**【委員】**

香川県では遊漁船業者というのはほとんどが漁業者で、一般の人はいません。岡山県と全く違います。

**【委員】**

この前、遊漁船業者の方が来られて、皆さんできちっとしたルールを作らないかということで、集まりをしないかということで呼びかけているのだと言っていました。

遊漁船はタクシーと一緒にですからね、客が釣るための足だから。

**【委員】**

遊漁船の船頭のほうがよく釣ります。

問題となるのは、お客さんがものすごく少ないことです。海に来られることが少ない、釣らせる量が少ないということになれば、例えば、前後にアンカーを打って、まきえをどんどんやって、釣らせる。これは企業努力と言えれば企業努力なのですけど。

**【委員】**

それと合わせて、ポイントのことがあります。今はキスが全然釣れないのですけれども、キスが釣れだすとその場所にプレジャーボートがばーっと寄ってきて、根こそぎキスがなくなるまで釣るという現状があるのです。これは別談ですが。

**【会長】**

先ほどの香川県では漁業者が多いというのはどこかの漁協に所属していないとできないというわけではないのでしょうか。

**【事務局】**

違います。

**【委員】**

私の所属する団体では、船頭はお年寄りばかりです。元漁業者の方もおられるし、趣味でされている方もいます。

**【会長】**

遊漁船業者と漁業者とのトラブルもあるのですか。

**【委員】**

私の組合ではないです。もう少し、東のほうではあるようですが。

**【委員】**

遊漁船業者と漁業者では意外と住み分けができています。そうでない人たちが問題です。

**【会長】**

例えばどこの団体にも属していない人でしょうか。

**【会長】**

それでは3の啓発指導実績と予定について説明をお願いします。

**【事務局】**

(事務局より遊漁者に対する普及・啓発、指導実績及び計画について資料 P6 に基づき説明)

**【会長】**

何か質問がありますか。

**【委員】**

更新講習は海技事務所などでの講習でしょうか。

**【事務局】**

そうです。

**【委員】**

夜焚き釣やまきえ釣の禁止は岡山県の調整規則ですが、瀬戸内海ではそういうところが多いのですか。北海道から移ってきたものなので。うちの職員が5月に夜焚き釣を検挙したものでして、これは瀬戸内海独特なのでしょうか。

**【事務局】**

そうですね。若狭湾でもこのような漁法があるとお聞きしています。

**【委員】**

大阪でしたか、夜焚き釣がオーケーなところがあったはずですが。

**【課長】**

そうですね。瀬戸内海でも規制していないところがあります。

**【委員】**

まきえをせずに釣りをするというイメージがなかなか無くて。

**【委員】**

ライトを点けて海面を照らすでしょ。すると、照らされた所にゴカイ等が来るのです。それを目がけて小魚が来るのです。大きいメバルは明るいところと暗いところの途中の辺りにいるのです。小さいメバルは照らされた所の真ん中にいるのです。ダメなのはその小さいメバルまで根こそぎ獲ってしまう。1時間で20キロとか何十キロも獲る、それくらい効果があつて。要は虫が集まって、それを狙って小魚が集まり、それを狙ってメバルが集まる。小さいメバルは灯りの中心に集まる。魚探が真っ赤になるらしいです。どうしてこんなに沢山釣ったのかと聞いたら、「ライトで釣った」と。

**【委員】**

まきえと一緒にですね。

**【委員】**

メバルがどんどん湧いてくるような状況になります。だから僕らとしては是非とも検挙していただくほうが良いです。

何分間灯りを点けているかということも有りましょう。つまり、作業灯だからと言ってずっと点けている者もあり、作業灯が無いと仕事ができないからと

言われたら、難しいとは思いますが、パンフレットの効果もありますけど、検挙という形とってもらいたい。

#### 【会長】

瀬戸内海は限られた海面で魚がいるのですから、絶対数も少ないわけですね。ところが太平洋の南の方とか日本海に行くと広域ですし、魚の量も違う。

この次に海洋牧場について審議をいただいて、ルールが出来てくるかどうか検討していただきたいと思います。

#### 【事務局】

(事務局より海洋牧場のルールづくりについて別添資料2に基づき説明)

#### 【会長】

ありがとうございました。笠岡の海洋牧場が以前から作られていて、その中で遊漁者と漁業者の間のトラブルが発生して、利用のルールを作っていかなければならないということから、この海面利用協議会にこれが出てきておるといふことです。

今までと変わっているのが、利用者の任意の協力金の徴収及び承認制の導入については、周知徹底ができていないので、もう少し時間をかけてということに削ったということ。今後は遊漁者も入れて管理運営協議会を作っていこうじゃないかという話ですね。このことについて何かご意見ありますでしょうか。

#### 【事務局】

会長、ちょっとよろしいですか。

今、任意の協力金についての周知徹底ということだったのですが、海洋牧場の目的、何のために海洋牧場が作られているのかということが、まだ現場でよく知られていない方が多いということで、この辺が非常に問題だと。それから今まで手弁当で漁協の方が、種苗放流も含め見回り等いろいろな取組をしております。こういうことについて遊漁者の皆さんに御理解をいただきたい、そこから進めていこうということです。今の段階では何でお金が必要なのかという話になりかねないということで、管理運営協議会を立ち上げて幅広く情報発信をしていってからということです。

#### 【会長】

わかりました。イメージ的には川のアユ、内水面のように決められた水域を

管理していくのにかかる経費とか、なぜここにルールが発生し、なぜ協力金を徴収しなければならないのかということ、利用者によくわかってもらってからやろうということですね。

**【事務局】**

そうです。

**【会長】**

具体的に周知する方法があるのですか。

**【委員】**

いやいや、ちょっと待ってください。理解が違うのかもしれないのだけれども、この海域についてはきちっと保護しましょう、ルールが守られなかった時には、管理運営協議会が指摘しますよと。それに従わなかったらそれなりの措置をしますよ、そういうことでしょうか。

**【事務局】**

そうです。

**【委員】**

今までは条例を作って取り締まろうというところから、現行法化してきちっとやりましょう、そういう話でしょう。

**【事務局】**

そうです。

**【委員】**

それならそう言ってもらわないと。任意でいって任意に理解してもらおうという話とは違いますよ。

**【事務局】**

海洋牧場のルールということで、かかり釣りの禁止であるとか、体長制限であるとか、疑似餌針の禁止ということは、今までの説明のとおり、海区漁業調整委員会指示という漁業法に基づいた規定の中で禁止して、ルールを規定するということは、先ほどおっしゃったとおりです。

**【委員】**

でもそこで大きくなった魚が、他所へ泳いでいって、そこで捕まえるのは自由ですよという意味でしょう。海洋牧場の中は少し制限させてくださいねということでしょう。それを指摘しておかないと。

例えば私がそこに行って、疑似餌でも釣る、かかり釣りもすると言っていると、私はどうなるのでしょうか。海区漁業調整委員からそんなことをしてはいけないと、例えば笠岡市漁協や海区漁業調整委員会から文句を言われる訳ですか。

**【事務局】**

そうです。

**【委員】**

それで、船の番号とかひかえられて、どうなるのでしょうか。それでも、「うるせえ」と言っていたら、それでどうなるのでしょうか。捕まえるところまでいかないといけなんでしょう。

**【事務局】**

そうなりますと、やめろという知事の命令を発出することになっております。それでなおかつ、その時に当事者から意見をお聞きしますが、それに違反となりますと、命令違反として罰則がかかるようになっております。

**【委員】**

段階は踏むけど、その区域を保護しましょうということだけは、変わっていないのですね。

**【会長】**

結局ルールを作るということは、海洋牧場をそもそも何故作ったのかということを知っていないから、ルールを作って守らなければならないわけですね。

**【委員】**

そうじゃなくて、海洋牧場を作るのはいいけど、そこで正しい捕り方をしないから問題になります。地元の漁協の、極端に言えば、漁場を借りてその範囲内で漁業の発展のために作っているのは解っているわけです。

問題はそこから泳ぎ出た魚をどうやって捕るのかということです。そういうことでしょう。

**【事務局】**

今回はこのルールを海区漁業調整委員会という形で、公的な規制をかけるわけです。これに違反した場合は段階を追って検挙ということになります。このルールというのは、今申し上げたような法的な規制を基に様々な採捕についてのルール作りをするのですけれども、その一方で、ルールを決めて何も周知をしないというのではやはり問題がございますので、そういうことを含めてこういう規制ができたよ、ということを含めて今後広く周知する必要があるということでございます。

**【委員】**

平成24年度からこれだけのことをしていく中で、私はかなり自由だなあという印象を受けました。流し釣りなら良いのですか。

**【事務局】**

流し釣りならしていただけますけど、その中でも疑似餌針の使用は流し釣りであってもだめですよということでございます。

**【委員】**

よく監視していない限りこの規制は適用できないでしょう。僕は笠岡の魚が少なくなっていることが分かっているのです。これを策定することは必要で早急にしなければならないことはわかっているのです。この疑似餌針もいいのですけれども、自由な発想をする人はいっぱいいるから、やるからには中途半端ではなく、きちっと厳しくしてもらいたい。僕は禁漁区になっても良いという気持ちでいるのです。それは無理なんだろうけれども、割合抜け道がありそうな気がしてならないの、きちっとやっていただきたい。

**【事務局】**

遊漁者の側からそのような意見をいただいたのは非常にありがたいと思います。それから夜たき釣りを規制した時もそうだったのですが、今回海区委員会指示ということで規制をするのですけれども、やはりいろんな形での周知が必要ですし、現場での指導ということも非常に重要と思っています。ですから、時間がかかって非常に大変だとは思いますが、我々も漁業者と力を合わせて現場での指導も考えています。

**【会長】**

今言われたのは、保護区域をもって禁止してでも、もっと魚が増えるようにしてくれたら、遊漁者としてもありがたいということですね。

**【委員】**

保護区域を設けて、そこから泳いでいった魚は好きにすればいいのだけれども、そこは保護しようということですね。

〇〇委員さんの地元（県東部）では、アマモを植えているのですよね。そこだって将来はそうようになるかもしれませんね。

**【委員】**

去年だったか、アマモがたくさん生えて、透明度がすごく上がっていて、まるで海じゃないみたいでした。筏の下に草原が広がっているようでした。水はすごくきれいなんだけど、これはきれいすぎるなあという感じです。

でも、アマモはすごく繁茂しています。ただ、小型の船では走れませんからね。潮が引いたら草原です。そこで稚魚が育ってくれて、大きくなって出ていってくればいいのですが。そういう努力はしています。

**【会長】**

遊漁者の人も魚が釣れなくて、危惧しています。このまま釣っていったらいなくなるのではないかとも思っています。

**【委員】**

笠岡のことは分かりませんが、私たちの方（県東部）でも、魚を釣る場所は決まっている。今はもう魚が少ないから。土曜日、日曜日には小豆島方面へプレジャーボートがものすごくたくさん行きます。私たちは島のそばのカキ筏の上でこれから仕事をするのですけれども、筏の近くをスピードを出して走るから、土日になったら筏が揺れて立ってられません。私らならまだしも、高齢者の人もいるから、狭いところはもう少しゆっくりと航行してもらいたいです。

**【委員】**

白石島の港の中で、エサを蒔いているのは知っているけど、それらの効果はどうなのでしょう。

**【委員】**

効果はあります。釣り針でも投げれば大きなメバルが釣れるだろうと思



ます。

**【委員】**

今はタイラバというのがありますが、これも規制の対象となるのですね。

**【事務局】**

疑似餌針ですから、時期を限ってですけれども、対象になります。

**【委員】**

私らのあたり（県東部）では、9月頃にカワハギがカキ筏の中で湧くのですが、それを釣るのはいいのですが、水揚げする時にカキに引っ掛かった釣り針が残っていて、針にはカエシがあるので、針が一旦入り込んだら取れないです。

**【会長】**

今サビキを規制しようというのは、サビキはたくさん釣れるということがあると思います。魚の数や大きさを規制するだけではなく、そういう方向にルール作りしたほうがいいのではないかと危惧しています。よくメバルを何十匹釣ったとか、鯛を何十匹釣ったと言う話を聞くが、それを言うと角が立つだけです。

**【委員】**

釣った魚を市場に出している話を聞きます。

**【委員】**

寄島なんかでは、メバル32トンのうち、12トンがそうだと聞きます。

**【委員】**

1匹100円で買うれしいです。それを500円で売る。でもそうになると遊漁ではなくなります。

**【委員】**

そうなったら、遊漁にならないから、それは漁業になります。楽しみで釣る人と生業で釣る人の違いです。

**【委員】**

漁船登録を持っていれば、できます。

**【会長】**

何で漁船登録を取りたいかという、1つには漁船でないと係留できないからだと聞きます。

**【委員】**

なぜ遊漁者が准組合員になりたいかという、一番は漁船保険のためだと聞きます。しかし、入れば入るほど漁協は損らしいです。

**【課長】**

漁協によっては掛金の上乗せ補助をしているようです。また、一般損保に比べて掛金が安いです。

しかし、やはり一番の目的は係留です。よりよい係留場所を確保したいというのが一番だと思います。

**【会長】**

漁港が一番いい係留場所ですね。

**【会長】**

海洋牧場の利用とルールについてはよろしいでしょうか。

**【委員】**

よろしくをお願いします。

**【会長】**

最後に、香川・岡山広域海面利用協議会について、事務局よりお願いします。

**【事務局】**

(事務局より香川・岡山広域海面利用協議会委員の選出について資料 P7 に基づき説明)

**【会長】**

今の案でよろしいですか。

**【委員】**

(承認)

**【会長】**

それでは、調整のほうよろしく申し上げます。  
次に、その他は何かありますか。

**【事務局】**

玉野海保の山崎さん、お願いします。

(玉野会場保安部からお知らせ)

**【会長】**

大変お忙しい中、いろいろな意見をお伺いしまして、結構楽しい会になったのではないかと思います。時間も参りましたので、本協議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

(15:30 終了)